

○小田原市自転車駐車場条例施行規則

平成27年11月 6 日規則第54号

改正

令和 3 年12月28日規則第50号

小田原市自転車駐車場条例施行規則

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 自転車駐車場（第 3 条～第12条）
- 第 3 章 会議室（第13条～第20条）
- 第 4 章 雑則（第21条・第22条）

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、小田原市自転車駐車場条例（平成27年小田原市条例第14号。以下「条例」という。）第23条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

第 2 章 自転車駐車場

(自転車駐車場の定期使用の許可)

第 3 条 定期使用に係る条例第 8 条第 1 項の許可（以下「定期使用許可」という。）を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書により指定管理者に申請しなければならない。

- (1) 申請者の住所、氏名及び電話番号
- (2) 申請に係る自転車駐車場名
- (3) 定期使用許可を受けようとする期間
- (4) 自転車又は原動機付自転車の別
- (5) 一般又は学生の別
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認める事項

2 前項の規定による申請を行う場合において、申請者が学生であるときは、その者が学生であることを証する書類を提示しなければならない。

3 指定管理者は、第1項の規定による申請があったときは、その適否を決定し、申請者に対し、定期使用許可をする場合は次に掲げる事項を通知するとともに小田原市自転車駐車場定期使用許可票（以下「定期使用許可票」という。）を交付し、定期使用許可をしない場合はその旨を通知するものとする。

- (1) 定期使用許可に係る自転車駐車場名
- (2) 定期使用許可に係る駐車場所
- (3) 定期使用許可の期間
- (4) 定期使用許可に係る自転車又は原動機付自転車の別
- (5) 定期使用許可に係る一般又は学生の別
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認める事項

4 定期使用許可票の交付を受けた者（以下「定期使用者」という。）は、自転車等の見やすい箇所に定期使用許可票を取り付けなければならない。

5 定期使用者は、定期使用許可の期間が終了したときは、速やかに定期使用許可票を指定管理者に返還しなければならない。

（自転車駐車場の一時使用の許可）

第4条 一時使用に係る条例第8条第1項の許可（以下「一時使用許可」という。）を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、条例第11条に規定する一時使用の回数券を用いる場合は当該回数券の提出により、当該回数券を用いない場合は口頭により指定管理者に申請しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、その適否を決定し、申請者に対し、一時使用許可をする場合は小田原市自転車駐車場一時使用券（以下「一時使用券」という。）を交付し、一時使用許可をしない場合はその旨を通知するものとする。

3 前条第4項及び第5項の規定は、第1項の規定による申請について準用する。この場合において、同条第4項中「定期使用許可票の交付を受けた者（以下「定期使用者」という。）」とあるのは「一時使用券の交付を受けた者」と、「定期使用許可票を」とあるのは「一時使用券を」と、同条第5項中「定期使用者」とあるのは「一時使用券の交付を受けた者」と、「定期使用許可票」とあるのは「一時使用券」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、申請者が施錠装置を有する自転車駐車場において当該施錠装置により自転車等を施錠したときは、指定管理者に対する一時使用許可の申請及び一時使用許可があったものとみなす。

(使用の制限等)

第5条 条例第8条第3項第4号及び第13条第3号に規定する自転車駐車場の管理上支障があると認められるときは、次に掲げるときとする。

- (1) 一時使用許可を受けた者が自転車駐車場を引き続き6日以上使用しようとするとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、自転車駐車場の管理上支障があると指定管理者が認めるとき。
- (定期使用許可の変更又は取消し)

第6条 定期使用者は、定期使用許可の内容の変更(第3条第3項第2号に掲げる事項の変更に限る。)又は定期使用許可の取消しを申請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。

- (1) 定期使用者の住所、氏名及び電話番号
- (2) 申請に係る自転車駐車場名
- (3) 定期使用許可の内容の変更又は定期使用許可の取消しの別
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認める事項

2 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、その適否を決定し、当該定期使用者にその結果を通知するものとする。

(定期使用許可に係る変更の届出)

第7条 定期使用者は、第3条第1項第1号又は第6号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、指定管理者に届け出なければならない。

(定期使用許可票の再交付)

第8条 定期使用者は、定期使用許可票を紛失し、破損し、又は汚損したことにより、定期使用許可票の再交付を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書により指定管理者に申請しなければならない。

- (1) 定期使用者の住所、氏名及び電話番号
- (2) 申請に係る自転車駐車場名
- (3) 再交付を申請する理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認める事項

2 定期使用許可票の破損又は汚損により前項の規定による申請を行う者は、前項の申請書に当該破損し、又は汚損した定期使用許可票を添えるものとする。

3 定期使用許可票の紛失により定期使用許可票の再交付を受けた定期使用者は、当該紛失した定期使用許可票を発見したときは、直ちにその定期使用許可票を指定管理者に返還しなければならない

ない。

(自転車駐車場の利用料金の還付基準)

第9条 条例第12条ただし書の規定により利用料金を還付する基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第8条第1項の許可を受けた者(以下この条及び第12条において「使用者」という。)の責めに帰さない理由により、許可を受けた期間の全部につき自転車駐車場を使用することができなかつたとき 既納の利用料金の全額
- (2) 使用者の責めに帰さない理由により、許可を受けた期間の一部につき自転車駐車場を使用することができなかつたとき 使用することができなかつた期間の月数に応じ、月割りにより計算した額。この場合において、1月に満たない端数の計算については、日割りによる。
- (3) 条例第12条第2号に該当するとき 指定管理者が定める額

(自転車駐車場の使用許可の取消し等の通知)

第10条 条例第13条の規定により条例第8条第1項の許可を取り消し、又は使用を中止させるとき
の通知の方法は、書面によるものとする。ただし、一時使用許可にあつては、この限りでない。

(無許可の駐車車両に対する措置等)

第11条 条例第14条第1項の自転車駐車場の管理上支障があると認めるときは、次の各号に掲げる
場合の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して7日を経過したときとする。

- (1) 条例第8条第1項の許可を受けずに自転車等を駐車している場合 指定管理者がその事実を知つた日
- (2) 条例第8条第1項の許可を受けた期間を経過して自転車等を駐車している場合 当該許可を受けた期間の末日の翌日

2 小田原市自転車等の放置防止に関する条例施行規則(平成4年小田原市規則第49号)第6条から第10条まで及び様式第5号から様式第7号までの規定は、条例第14条第1項の規定により移動し、保管した自転車等について準用する。この場合において、同規則第6条中「条例第12条第1項」とあるのは「小田原市自転車駐車場条例第14条第2項の規定により読み替えて準用する条例第12条第2項」と、同規則第7条中「条例」とあるのは「小田原市自転車駐車場条例第14条第2項の規定により読み替えて準用する条例」と、同規則第8条中「条例第12条第1項」とあるのは「小田原市自転車駐車場条例第14条第1項」と、同規則第9条及び第10条第1項中「条例」とあるのは「小田原市自転車駐車場条例第14条第2項において準用する条例」と、同規則様式第5号中「小田原市自転車等の放置防止に関する条例第11条第2項・第4項」とあるのは「小田原市自

転車駐車場条例第14条第1項」と読み替えるものとする。

(使用者の遵守事項)

第12条 使用者は、自転車駐車場の使用に関し次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用者が駐車する自転車等に施錠をすること。
- (2) 施設又は設備を毀損し、又は汚損しないこと。
- (3) 他の自転車等の駐車を妨げないこと。
- (4) 許可を受けた場所以外の場所に自転車等を駐車しないこと。
- (5) 爆発若しくは引火のおそれのある物品又は悪臭を発する物品等を持ち込まないこと。
- (6) 立入禁止区域に許可なく立ち入らないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上必要と認めて、自転車駐車場内に掲示し

た事項

第3章 会議室

(略)

第4章 雑則

(損害の届出)

第21条 使用者（条例第8条第1項の許可（条例第17条において準用する場合を含む。）を受けた者をいう。）は、自転車駐車場等の建物、施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかに、理由を付して指定管理者に届け出なければならない。

(実施細目)

第22条 この規則に定めるもののほか、自転車駐車場等の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年12月1日から施行する。

附 則（令和3年12月28日規則第50号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。